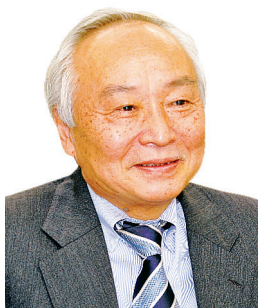


論説

介護保険と成年後見制度は2000年度に始まった。

行政が介護サービスの提供を決める措置制度から利用者が「選べる福祉」へ、認知症の人や障害者を無能力扱いの禁治産者制度から「自己決定権の尊重」へ、いずれも大転換だった。

その成年後見制度(民法)の抜本改正案が今国会で成立する見込みである。法務



みやたけ・ごう 毎日新聞論説副委員長から埼玉県立大、目白大大学院の教授などを経て現職

宮武 剛

成年後見の抜本改正

地域福祉と共に歩む

省の法制審議会・成年後見部会は24年4月から33回も議論を重ねてきた。

議事録は、当事者団体の代表、弁護士、司法書士、判事、研究者らの報告・討議で山盛りになった。

「認知症の高齢者が推計700万人を超える中、成年後見の利用者は約25万人

「補助」(不十分)。
しかし、「後見人の妹が1万円のマフラーを買って

「虐待の救済には非常に有効だが、安定した生活に戻

「認知症の高齢者が推計700万人を超える中、成年後見の利用者は約25万人

しない新制度へ切り替えられる。3類型を「補助」に一本化し、本人の意思や判断能力に応じ「補助人」の支援内容を個別に決めていく。いわばオーダーメイド

補助人の同意が必要なの後、暮らしや、制度対象外の営みをいかに支えるか。

「認知症の高齢者が推計700万人を超える中、成年後見の利用者は約25万人

認めると途中終了、あるいは同意権や代理権の一部を取り消す。補助人についても財産管理や身上保護が不十分な場合などは解任の検討対象になりそうだ。

難問は、制度の利用終了後の暮らしや、制度対象外の営みをいかに支えるか。

「認知症の高齢者が推計700万人を超える中、成年後見の利用者は約25万人

にとどまる」「申し立てに手間・時間・費用がかかる」

「後見」(能力を欠く常況)「保佐」(著しく不十分)

見人や市民後見人の「寄り添い型支援」が本人のニーズに合うのだが「要旨」

生活のすべてを管理されがち。本人の意思が尊重されにくい。利用を始めると

動産取引、相続手続きなど想定される。「同意」を得ずに行った場合は補助人が「取消権」を使える。

同意の意思表示も難しい場合は「特定補助人」を設

地域ごとに整えることが一層重要になる。

介護保険は、介護・福祉医療の連携を図る「地域包括ケアシステム」を大目標に掲げる。つまり「地域ぐるみの支え合い」だ。新たな成年後見制度も、そんな枠組みの中で育てることになる。(本紙論説委員)

「後見」(能力を欠く常況)「保佐」(著しく不十分)

「後見」(能力を欠く常況)「保佐」(著しく不十分)

「後見」(能力を欠く常況)「保佐」(著しく不十分)